

環境基準・市環境保全基準

1 環境基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

ア 人の健康の保護に関する環境基準

イ 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ウ 京都市域の環境基準の類型指定状況

（参考）要監視項目及び指針値

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

Ⅲ 環境基準・市環境保全基準

1 環境基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準(抜粋)

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

[改正]昭49. 9. 30環告63, 昭50. 2. 3環告3, 昭57. 3. 27環告41, 昭57. 12. 25環告140, 昭60. 7. 15環告29

昭61. 1. 13環告1, 平3. 12. 27環告78, 平5. 3. 8環告16, 平5. 8. 27環告65, 平7. 3. 30環告17, 平10. 4. 24環告15

平11. 2. 22環告14, 平12. 3. 29環告22, 平15. 11. 5環告123, 平20. 4. 1環告40, 平21. 11. 30環告78

平23. 10. 27環告94, 平24. 8. 22環告127, 平25. 3. 27環告30, 平26. 3. 20環告39, 平26. 11. 17環告126

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法, 38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法 (ただし, 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては, 日本工業規格K0170-7の7a) 又はb) に定める操作を行うものとする)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては, これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。 2 「検出されないこと」とは, 測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については, ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

ウ 京都市域の環境基準の類型指定状況

(ア)

水域	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点	指定主体	指定年月日
鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	A	イ	出町橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号 平22.12.28 府告示第 613号
鴨川上流(2)	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	三条大橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
鴨川下流	勧進橋より下流	A	イ	京川橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 614号
高野川上流	花園川合流点より上流	AA	イ	三宅橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
高野川下流	花園川合流点より下流	A	イ	河合橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
桂川上流	渡月橋より上流	A	イ	渡月橋	国	昭45.9.1 閣議決定
桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	A	イ	西大橋	国	昭45.9.1 閣議決定 平22.12.28 府告示第 611号
桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	A	イ	宮前橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 614号
有栖川	全域	A	イ	梅津新橋	府	平8.3.29 府告示第 246号
天神川	全域	A	イ	西京極橋	府	平22.12.28 府告示第 614号
清滝川	全域	AA	イ	落合橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	A	イ	京都市長岡京市境界点	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平22.12.28 府告示第 613号
小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流*	A	イ	小畑橋*	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 613号
宇治川(1)	山科川合流点より上流	A	ハ	隠元橋*	国	昭45.9.1 閣議決定
宇治川(2)	山科川合流点から三川合流点まで	B	ハ	淀川御幸橋*	国	
弓削川	全域	A	イ	寺田橋	府	平8.3.29 府告示第 247号

(イ)

水域	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点	指定主体	指定年月日
桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A	イ	八千代橋	府	平22.12.28 府告示第 611号
桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B	イ	渡月橋		
桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B	イ	西大橋		
桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B	イ	宮前橋		
淀川(宇治川を含む)	全域	生物B	イ	隠元橋* 淀川御幸橋*	国	平21.11.30 環境省告示第 80号

注1 *は、京都市域外である。

2 達成期間のうち、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成するものとする。

(参考) 要監視項目及び指針値

ア 人の健康の保護に係る要監視項目

平成5年3月8日環水管第21号 環境庁水質保全局長通知
 [改正] 平11.2.22 環水企第58号, 環水管第49号
 平16.3.31 環水企発第0403310003号, 環水土発第040331005号
 平21.11.30 環水大水発第091130004号, 環水大水発第091130005号

項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	通知1付表2に掲げる方法
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロニトロフェン (CNP)	—	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	規格59.3に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格68.2に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02 mg/L以下	通知2付表5の第1, 第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	通知2付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	通知2付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	0.002 mg/L以下	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法

通知1: 平成5年4月28日環水規第121号
 [改定] 平成5年10月5日環水規第271号, 平成11年3月12日環水企第89号, 環水管第69号, 環水規第79号
 通知2: 平成16年3月31日環水企発第040331003号, 環水土発第040331005号

イ 水生生物保全に係る要監視項目 (河川 (湖沼を除く。))

平成15年11月5日環水企発第031105001号, 環水管発第031105001号 環境省水環境部長通知
 [改正] 平成25年3月27日環水大水発第1303272号

項目	類型	指針値	測定方法
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L以下	日本工業規格K0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法) の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
	生物特A	0.006 mg/L以下	
	生物B	3 mg/L以下	
	生物特B	3 mg/L以下	
フェノール	生物A	0.05 mg/L以下	通知3付表1に掲げる方法
	生物特A	0.01 mg/L以下	
	生物B	0.08 mg/L以下	
	生物特B	0.01 mg/L以下	
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L以下	通知3付表2に掲げる方法
	生物特A	1 mg/L以下	
	生物B	1 mg/L以下	
	生物特B	1 mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/L以下	通知4付表1に掲げる方法
	生物特A	0.0007 mg/L以下	
	生物B	0.004 mg/L以下	
	生物特B	0.003 mg/L以下	
アニリン	生物A	0.02 mg/L以下	通知4付表2に掲げる方法
	生物特A	0.02 mg/L以下	
	生物B	0.02 mg/L以下	
	生物特B	0.02 mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/L以下	通知4付表3に掲げる方法
	生物特A	0.003 mg/L以下	
	生物B	0.03 mg/L以下	
	生物特B	0.02 mg/L以下	

通知3: 平成15年11月5日環水企発第031105001号, 環水管発第031105001号
 通知4: 平成25年3月27日環水大水発第1303272号

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

〔改正〕 平10.4.24環告23, 平11.2.22環告16, 平20.4.1環告41, 平21.11.30環告79, 平23.10.27環告95,
平24.5.23環告85, 平26.3.20環告40, 平26.11.17環告127

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

（参考）評価基準 平成元年8月21日 環境庁告示第39号